

令和 5 年 6 月 23 日現在

機関番号：12604

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K02787

研究課題名（和文）立憲主義的法教育「法理学アプローチ」の実用化に向けた単元・授業開発研究

研究課題名（英文）Harvard Judisprudential Approach in Japan: Theory and Practice

研究代表者

渡部 竜也（WATANABE, Tatsuya）

東京学芸大学・教育学部・准教授

研究者番号：10401449

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：全米の社会的論争問題学習の教授法として60年前に生まれ、そして今なお評価の高い法理学アプローチについて、日本の現在の文脈に合うように改良をすることが本研究の目的であった。上記の目的を達成するために、（特に北米の）先行研究での議論および日本の教師の手による法理学アプローチを活用した実際の授業実践の実態分析を踏まえて、法理学アプローチの評価点と課題点を明らかにしたのち、一部生徒の議論支配が生じやすいという課題点に特化しては、教師のファシリテーションの改良法や議論におけるレトリックの重視などを提案し、また政治的にセンシティブな問題の教材化の困難性については弁護士/教育委員会との連携を提案した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、次の点で高い学術的価値があるとまとめることができる。

第一は、現場教師との協力の下で、実際に法理学アプローチの理論に基づいて教材化を複数の学力レベルの異なる学校向けに開発・実践することで、教材化に向けて学力段階別に必要となる課題を明らかにしたことである。第二は、トゥールミン図式に対する優位性を論じたことである。第三は、先行研究の整理や実践記録の分析を通して、同アプローチが生み出す実践上の課題（一部生徒の議論支配、政治的にセンシティブな問題の教材化・実践の回避など）について論じ、対策を考案したことである。第四は、同アプローチを現在の日本で実施する上で有効な理論書を開発できたことである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to improve the jurisprudential approach, which was born 60 years ago as a teaching method for learning about social controversy issues in the U.S. and is still highly regarded, to fit the current context in Japan. In order to achieve the above objective, based on the discussions in previous studies (especially in North America) and an analysis of actual classroom practices using the jurisprudential approach by Japanese teachers, the evaluation points and issues of the jurisprudential approach were clarified, and then, focusing on the issue that some students are apt to dominate the discussion, a teacher's In order to address the issue that some students tend to dominate the discussion, we proposed ways to improve facilitation and emphasize rhetoric in the discussion, and also proposed collaboration with lawyers and school boards to address the difficulty of teaching politically sensitive issues.

研究分野：社会科教育学

キーワード：公的論争問題 法教育 熟議民主主義 公民科 トールミンモデル レトリック 議論 社会科

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、1960年代に米国でドナルド・オリバーらによって開発された法理学アプローチを日本の現代的な文脈に対応できるように修正し実用化を図ることを目的としている。なお、研究当初の計画としては、学校種別・生徒の学力や性格特異性の教材開発に力を入れる構想だった。しかし、研究期間中にコロナが発生して、小学校での授業の参与観察が困難になり、研究協力者に中・高校教師しか集めることができなかつたため、学校種は中学・高校に限定することになった。また学力が平均を下回る学校の教師の本研究への参加は1名にとどまっており、いわゆる指導困難校での教師の参加はなく、結果として参加した学校の生徒たちの学力は平均的に高い傾向にあったため、生徒の学力別の教材開発という点も十分に対応できなかつた。

一方、協力してくださった教師たちが優秀であったこともあり、教材開発は当初の予定よりずっとスムーズに終わったため、本研究では力点を教材開発よりも、教育実践上の課題の発見とその対策の検討に置くことになった。

### 2. 研究の目的

先にも指摘したように、本研究は、法理学アプローチの実用化を目指している。この目的に向けて、本研究は大きく理論編と実践編の2部構成で展開している。

理論編では、まずはオリバーらが開発した法理学アプローチの理論について整理した。その上で、今日の日本社会科の民主主義体制において学校教育で法理学アプローチを採用することの意義の考察、従来の論争問題学習論(とくにトゥールミン図式を活用した学習)に対する法理学アプローチの比較優位性の確認、これまで法理学アプローチに寄せられた評価と批判についての整理と総合的考察を試みた。

実践編では、まず研究協力をしてくださった6人の教師が開発した法理学アプローチの教材の比較検討を行い、その上で、6人の教師たちが行った実践記録を踏まえて、法理学アプローチを採用する教師の状況に応じたゲートキーピングの実態調査、教育実践上の課題の解明と克服方法の検討、そして効果的な法理学アプローチを生み出すための支援体制のあり方の検討、と多岐にわたった問題関心から研究を行った。

### 3. 研究の方法

本研究は理論と実践の両輪からなる総合的開発研究と評することができる。このうち前半の理論編で採用されたアプローチ、すなわちモデルとなる授業理論をベースに学校や教室の現実を踏まえながら、できる限り妥当な教材の開発を行い、実践し、効果測定をしていく手段は、いわゆる「工学的アプローチ」と呼ばれる研究手法に近い。一方、後半の実践編で採用されたアプローチ、すなわち実践上の課題を浮き彫りにしてから、その克服策を検討していく手段は、いわゆる「羅生門的アプローチ」と呼ばれる研究手法に近い。

なお、3年間の研究期間において次の手順で研究を行った。

#### (理論編)

1年目と2年目では、論争問題学習や法理学アプローチに関する先行研究の収集と整理・批判的吟味を試みた。具体的には、従来の論争問題学習論(とくにトゥールミン図式を活用した学習)に対する法理学アプローチの比較優位性を確認し、またこれまで法理学アプローチに寄せられた評価と批判についての整理した上で、それら評価と批判の妥当性を検討した。3年目では、昨今の日本の民主主義体制の動き、特に法律学が昨今の司法を司法積極主義的な転回を見せている点を指摘していることを踏まえつつ、今の日本社会において、学校教育で法理学アプローチを採用することの意義を確認した。

#### (実践編)

1年目では、学力の異なる学校の複数の教師6人に法理学アプローチに基づいた教材を開発してもらい、複数の教室で実践することをお願いした。また、6人の開発した教材を比較してそれぞれの特徴を明らかにして、教師のゲートキーピングがどのようになされたのかを、その学校の埋め込まれた状況などから推察した。

2年目から3年目は、これらの教材を教室で実施した結果について撮影し、その膨大な記録を教師やゼミの学生に見てもらって気づきを挙げてもらった。その中から、法理学アプローチの実践上の課題として「一部の生徒による議論支配」という問題が生じることがあることなどが発見されることになった。また、こうした事態が起きないように対策をとっている教師も5人の中には存在しており、その教師のテクニックについて、昨今教育方法学が注目している「リヴォイシング」という概念を借用してその実態を解明した。さらには、生徒たちの中には、教室内での議論が安心のできる雰囲気のもとで潤滑に進むように他者に(特に「言い負かす」「議論支配をしてしまう」などの行動に出ないように)配慮しながら行為や言動をする者が見られることがわかり、その点についても、アイリス・ヤングの議論などを踏まえて、「レトリック」などをカギ概念として採用して、実態を解明していった。

なお、3年目ではさらに、センシティブな政治的論争問題学習を開発しやすい環境を整えるにはそうすれば良いか探るために、特に愛知県教育委員会と愛知県弁護士会の協力関係に注目し、

聞き取り調査を行った。

#### 4. 研究成果

研究成果については、ひろく公開を進めていくために、昨年の段階で研究報告書『ハーバード法理学アプローチの理論と実践 教室での公的論争問題の立憲主義的な議論のために』（2022年）にまとめて関係者に郵送している。また現在、この報告書を加筆・修正して、著書の出版準備に入っている。ここでは、その内容を概観できるように、目次および一部内容を紹介するが、詳しくは同報告書、もしくは来年出版予定の著書を参照されたい。

##### (1) 目次

はじめに

(理論編)

第1章 ハーバード社会科プロジェクトと法理学アプローチ

第2章 主権者育成における判例議論の重要性 違憲審査能力の保証

第3章 法理学アプローチの今日的評価と課題について

第4章 社会科におけるトゥールミンモデル活用の実態とその功罪

法理学アプローチの授業開発に向けて私たちは何を学ぶべきなのか

(調査編)

第5章 法理学アプローチの教材開発と実践の実態 教師のゲートキーピングに注目して

第6章 一部生徒による「論破」と「議論支配」の発生

議論学習をすすめていく上での最大の難題

第7章 一部生徒による「論破」「議論支配」問題克服のために教師は何ができるのか

ある中学校教師のリヴォイシング行為を中心に

第8章 議論において潤滑的な対話空間を生み出す生徒の修辭的発言/行為

第9章 教室に熟議をもたらすために出来ること

ファシリテーション・生徒評価・カリキュラム編成の改善

第10章 弁護士が法理学アプローチにもたらす貢献

アナロジーづくり・教材開発・授業実践

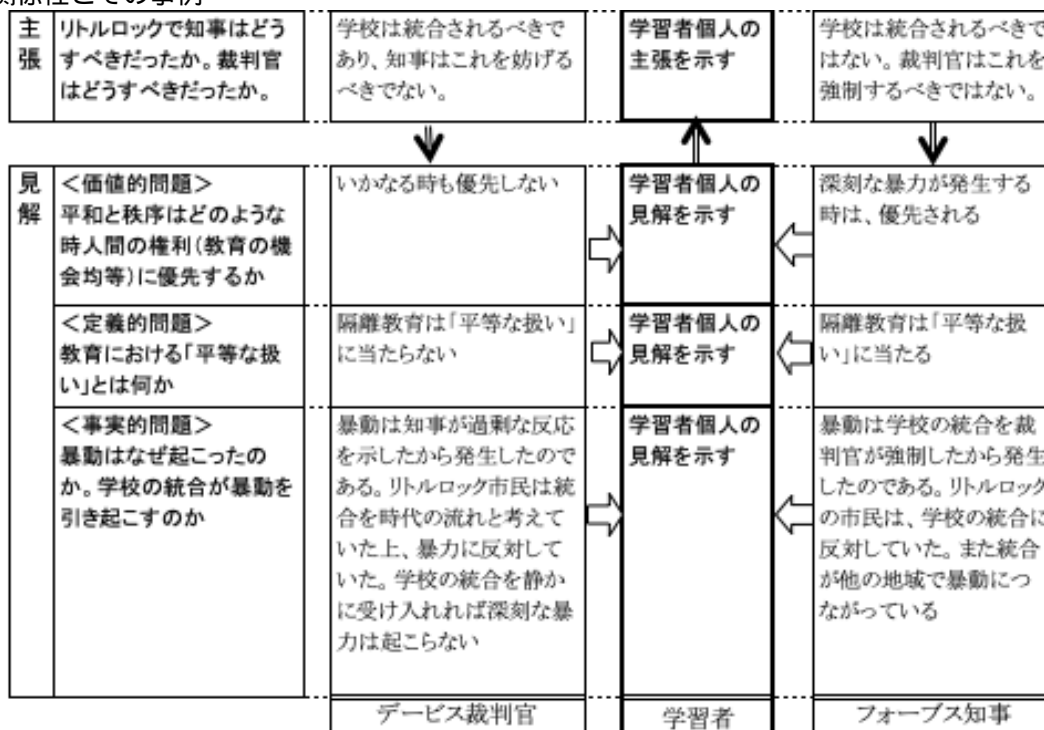
##### (2) 法理学アプローチとは(第1章)

1960年代にハーバード大学のドナルド・オリバーらが開発したカリキュラム教材『公的論争問題シリーズ』(通称「ハーバード社会科シリーズ」)の中で採用された授業方略である。公的論争問題について、「公的・政策的問題」からなる「中心的問題」と、「倫理的・価値的問題」「事実的問題」「定義的問題」の「副次的問題」とに整理して議論していくアプローチであり(これらの問いの関係性については次頁の資料1参照)。特に「倫理的・価値的問題」については、アナロジー(類推法)という、法曹関係者が用いる特殊な思考方法が採用されている(このアプローチが「法理学」と呼ばれる所以である)。例えば資料1の場合、憲法の基盤となる法的価値概念を用いて簡潔に示された価値観の対立構造「平和と秩序 vs. 教育の機会均等」を踏まえ、同質の対立構造を持つ他の事例を多く見出すことが求められる。この時、明らかに「平和と秩序」を優先すべきだと思える事例や、その反対の事例が出される。こうした事例を出すことで、互いの価値観を揺さぶる。例えばなぜ自分はリトルロックの事例では「平和と秩序」を優先すべきだと思うのに、別の事例では「教育の機会均等」が優先されるべきだと考えるのかと疑問を持たせるのである。学習者は両者の何が違うのかを問い、その条件の違いを発見することになる。そしてどういった場合に「平和と秩序」は「教育の機会均等」などの人間の権利より優先されるのか、その留保条件を学習者自身の手で見出しながら、両者の価値観の妥協点を探るのである。すなわち、リトルロックの事件だけではなく、今後生じる出来事にも通用するような「平和と秩序 vs. 教育の機会均等」の妥協点となる留保条件付きの一般的な価値基準を「の価値は、でない限り、の価値より優先される」という形で示すことが要求される(例えば「教育の機会均等は、そのことで社会的に最も悪い境遇にある子どもたちの権利や安全を妨害する要素を防ぐための手段が存在し、そのことで人命を脅かすほどの大きな混乱が生じない限り、平和と秩序の保持より優先される」など)。

##### (3) 民主主義体制と法理学アプローチとの関係(第2章)

そもそも、日本国憲法は政府への働きかけの手段として、国民には選挙以外の権利を保障している。特にこの中で注目したいのが、裁判所に法令や政治的行動の違憲性を問うために訴訟を起こすという、司法を活用した働きかけの権利である。これは日本では長年、司法消極主義をとっていたことから、実質的に機能不全になってきた歴史があるが、昨今、こうした動向に変化が見られるようになってきている。すなわち、司法が積極的に違憲立法審査権を活用して政治に働きかけをするようになってきたのである(司法積極主義に転じたと評する法学者も少なくない)。それは自民党一強時代において(また時に憲法を軽視するような姿勢が見られるようになってきた昨今の政治の動きの中で) 政治では解決しにくくなっている問題に対して、代わりに行動をとるようになってきたと見ることもできる。

資料1 法理学アプローチの「公的・政策的問題」と「価値的問題」「定義的問題」「事実的問題」の関係性とその事例



そうすると、これまで以上に国や地方自治体の行為の違憲性の問われる事例や法律や法案の違憲性が問われる事例を議論する力(いわゆる「違憲審査能力」)を育てていく必要があると言えるだろう。すなわち、学校などの場に判例を教材として導入することを進めることで、違憲審査能力を市民に保証し、社会問題の解決に司法という窓口(手段)を市民が活用していけるように支援していくという必要性があり、そしてここにおいて、法理学アプローチが持つ潜在力にはかなり期待できるところがあるのではないか。

(4) 先行研究に見る法理学アプローチの評価と課題(第3章)

法理学アプローチに向けられた主な批判は以下の通りである。

集団内に協働的な道德感情を育むことを法理学アプローチは軽視している

法理学アプローチは手続き主義的に捉えられてしまう危険性がある

オリバーらは知識の転移に関して古い理論に依拠している

オリバーらの「準備の教育」はエンパワーメント・ギャップを生む

このうち、特に看過できないのは、この度の研究(特に現場での実践記録)を踏まえるなら、であると考えている。すなわち、弁の立つ者が他者を論破したり、議論を支配したりしてしまうことで、法理学アプローチが民主的な空間づくりに寄与するどころか、あべこべの結果になってしまうことが時々ではあるが生じる現在があるということである。それは、オリバーらが開発した当初の法理学アプローチが、合理的思考や論理的思考を過度に重視する一方で、こうした思考が未熟であったり、馴染みのなかったりする人たちへの配慮をほとんど想定していなかったことの結果であると言える。

(5) ツールミンモデルに対する法理学アプローチの優位性(第4章): 省略

(6) 教材開発の実際(第5章): 省略

(7) 一部生徒による議論支配の発生のメカニズム(第6章)

わが国の教室において生徒たちに公的論争問題を議論させる中で生じる問題にはどのようなものがあるのか。これを明らかにするため、筆者らは法理学アプローチに基づいた公的論争問題の学習を先の第5章で紹介した中高教師に教材開発から実践に至るまで一括でお願いし、その教室での実践の様子を全てビデオ録画させてもらい、後日、文字起こしをしてSIAT 静態的カテゴリー(後述)を用いたコーディングを実施した。

先行研究において問題とされてきたのは、議論において反論/再反論が苦手とする子の存在であった。確かに今回の筆者らの研究においても、反論/再反論を苦手にする様子がD高校やE・F中学校の一部生徒に確認できた。だが、今回調査対象とした教室の多くでは(教師たちが比較的普段から議論を生徒に挑ませる指導をしてきているからなのか)こうした生徒の姿は確認できなかった。むしろ、顕著に議論に深刻な問題をもたらすものとして観察できたのは、特定の優秀な生徒による他のクラスメイトの主張に対する反論や再反論が教室内の議論を停滞させてしまったり、一部生徒による議論の支配を生んでしまったりする、いわゆる「論破

(confutation)」や「議論支配(monopolization)」の問題であった。問題が生じたのは、次の条件の教室内である。

教室内の生徒間の学力格差が比較的に大きい。

教師は生徒たちの主体的かつ自由な議論を重視しており、極力議論に介入しない方針である。教師による意見表明などもない。

社会事象や社会科学に高い関心を持つ優秀な一人もしくは少数の生徒が教室内に存在し、その生徒は教室の構成員との議論を希望していない(どちらかといえば教師との議論を希望している)。

筆者らは、同じ内容を同じ教師が同じ時期に教えたにもかかわらず、一部生徒による議論支配が生じなかったC高校のクラスAと、これが生じたクラスBとに注目し、「議論支配」がもたらす影響について検討することにした。基本的には授業の逐語記録の分析と、以下の質問事項についての聞き取りを行った。

質問 1. 授業中の議論への好悪感情・こだわりについて

- ・授業のなかで、何かのテーマについて議論することは好きか嫌いか。その理由は何か。
- ・クラスやグループで議論するときのこだわり(大切にしていること)は何か。

質問 2. 議論しやすい(しづらい)環境について

- ・クラスやグループで議論しやすいとき、しづらいときは、どういうときか。
- ・クラスやグループで議論するとき、気になることは何かあるか。

これらの調査の結果、「議論支配」が生じる教室は、これが生じない教室に比べて、議論で扱われる情報の量・質ともに大きく劣ることが明らかになった。また、「議論支配」が生じにくい環境として互恵的で協働的な教室風土があり、競争的で独立的な教室風土では生じやすいとの結論に至った。しかし、「議論支配」を起こす生徒は、特にそのことを悪いことであると捉えておらず、競争的な環境の方が、そして優秀な生徒だけが議論を主導する方が、議論内容は豊かになるとすら考えていることが明らかになった。

(8) 生徒の議論支配を防止する教師のテクニック(第7章)

法理学アプローチを採用して公的論争問題の議論を実施するにあたって、一部生徒による議論支配が生じそうで生じなかったE中学校の教師の授業に注目し、その実践記録から、教師のテクニックを解明することにした。主なテクニックとして次のものがあつた。

折り合いをつける話し合い(留保条件の検討)へと生徒を促す

一部の生徒が議論を進めることを抑制し、全員の参加を促すために介入する

「分からない」と生徒が言いやすい雰囲気築く

評価的言明を避ける

教師ではなく生徒に向けて話をさせる

(9) 生徒による議論を潤滑に進めるための言動(第8章)

法理学アプローチを採用して公的論争問題の議論を実施するにあたって、議論相手を傷ついたり困らせたりしないような配慮をして議論に参加する生徒がいくつかの場面で見られた。そうした生徒たちの行為をまとめる。明らかになったものとして、次のものがある。

ジョークやユーモアの回避

対話の相手の名前を挙げ、発言内容への賛否の姿勢を示す

「呼びかけ法」: 特定個人に矛先を向けず、全体に「～じゃない?」と投げかけて反論する

(10) 法理学アプローチを生徒や教師が安心して行える環境づくり(第9章/第10章)

愛知県の教育委員会はここ10年間、愛知県弁護士会と協力して、公的論争問題を法的な視座から議論する教材の開発・実践を希望する教師への支援を行なっている。そしてそれは、教師の授業力の向上のみならず、センシティブな政治的問題の教材化・実践といった形で実を結びつつある。その情報を得た筆者は、法理学アプローチを普及していくためにも弁護士の参加協力が不可欠ではないかと考え、弁護士が教材開発や実践に協力・参加していくことのメリットを検討することにした。また、実際に弁護士との協力の下で都内のF中学校で法理学アプローチの教材開発と実践を行なってもらい、そうした協力がなかった場合と比べて、どのようなメリットがあるのか観察することにした。弁護士が参加することのメリットは多岐にわたるが、その顕著なメリットの一つは「アナロジー(類似事例)」としての確かなものを提供できることである。判例を多く知っている弁護士だからこそできる法理学アプローチへの貢献である。二点目は、政治的にセンシティブなテーマの論争問題についても、弁護士の専門知を用いて法的な論争問題へと仕立て直すことで、センシティブさが軽減され、その結果、学校で実行可能な形の教材に仕立てることができることである。三点目は、「政治的中立」のチェックを弁護士が行うことで、教材や授業計画に弁護士のお墨付きが出ることになり、外野から妨害/非難される可能性が減り、教育委員会も校長も教師も安心して論争問題を現場で取り扱うことができることである。四点目は、議論において生徒が教師の想定外の発言をした場合でも、教師は慌てず、弁護士の相談の下で臨機応変に対応できることである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 植原督詞	4. 巻 12
2. 論文標題 歴史カリキュラムは論争問題学習にいかなる貢献が可能か - 歴史教育における構成主義・実用主義アプローチの有用性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法と教育	6. 最初と最後の頁 17-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 渡部竜也・白井太一	4. 巻 34
2. 論文標題 論争問題の議論における一部生徒の「論破」「議論支配」の回避法ーある中学校教師のリヴォイシング行為についての事例研究ー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会系教科教育学研究	6. 最初と最後の頁 11-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 渡部竜也	4. 巻 74
2. 論文標題 社会科におけるツールミンモデルの継承とその課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 東京学芸大学紀要 人文社会科学系	6. 最初と最後の頁 53-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 渡部竜也
2. 発表標題 社会科におけるツールミンモデル活用の実態とその功罪 法理学アプローチの授業開発に向けて私たちは何を学ぶべきなのかー
3. 学会等名 社会系教科教育学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 渡部竜也 白井太一
2. 発表標題 法的論争問題学習における「対話する生徒」を育てるための教授方略 とある中学校教師のリヴォイシング行為を中心にー
3. 学会等名 社会系教科教育学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 渡部竜也
2. 発表標題 主権者育成における法教育の存在意義：違憲審査能力の保証
3. 学会等名 中部弁護士連合会 定期弁護士大会シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 植原督詞 渡部竜也
2. 発表標題 ハーバード法理学アプローチ を用いた憲法学習の可能性 - 「国家緊急権は憲法に規定すべきか - コロナ禍の政府対応とヒトラーの独裁化 -」の場合 -
3. 学会等名 法と教育学会 シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 ダイアナ・E・ヘス著（渡部竜也ほか訳）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 春風社	5. 総ページ数 340
3. 書名 教室における政治的中立性ー論争問題を扱うために	

〔産業財産権〕

〔その他〕

科研成果報告書『ハーバード法理学アプローチの理論と実践 - 教室での公的論争問題の立憲主義的な議論のために - 』2022年9月（紙ベース）

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	中原 朋生  (Nakahara Tomo)  (30413511)	環太平洋大学・次世代教育学部・教授    (35314)	
研究分担者	橋本 康弘  (Hashimoto Yasuhiro)  (70346295)	福井大学・学術研究院教育・人文社会系部門（教員養成）・教授    (13401)	
研究分担者	三浦 朋子  (Miura Tomoko)  (70586479)	亜細亜大学・法学部・准教授    (32602)	
研究分担者	中本 和彦  (Nakamoto kazuhiko)  (80513837)	龍谷大学・法学部・准教授    (34316)	
研究分担者	古田 雄一  (Furuta Yuuichi)  (20791958)	大阪国際大学短期大学部・その他部局等・准教授    (44426)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件



8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------